

旧	新
<p>(3頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(1) 指定の基準【法第25条の3】</p> <p>① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ. 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(3頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(1) 指定の基準【法第25条の3】</p> <p>① 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ. 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>ウ. 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者</p> <p>エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ. 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(5頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 主任技術者の職務とこの制度上の役割</p> <p>給水装置工事主任技術者は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施行、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。【法第25条の4、施行規則第23条】</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(5頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 主任技術者の職務とこの制度上の役割</p> <p>主任技術者は、給水装置工事業の本拠である事業所ごとに選任され、個別の工事ごとに指定工事業者から指名されて、調査、計画、施行、検査の一連の給水装置工事業務の技術上の管理等、次の職務を誠実に行わなければならない。【法第25条の4、施行規則第23条】</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(6頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度</p> <p>1. 認証制度の概要</p> <p>平成9年(1997年)3月19日に施行令の一部を改正する政令が公布され、これに基づき基準省令が同日公布された。これにより、施行令第6条の構造・材質基準を適用するに当たって必要な技術的な細目として、水道水の安全等を確保するために必要最小限の7項目の性能に係る基準が定められた。</p> <p>基準省令に示す7項目の性能基準は以下の通りである。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(6頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>5 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度</p> <p>1. 認証制度の概要</p> <p>平成9年(1997年)3月19日に施行令の一部を改正する政令が公布され、これに基づき基準省令が同日公布された。これにより、施行令第6条の構造・材質基準を適用するに当たって必要な技術的な細目として、水道水の安全等を確保するために必要最小限の7項目の性能に係る基準が定められた。</p> <p>基準省令に示す7項目の性能基準は以下のとおりである。</p> <p>～次項省略～</p>

表 2-7 器具給水負荷単位

給水器具		器具給水負荷単位		備考
		個人用	公共用及び 事業用	
大便器	F・V	6	10	F・V = 洗浄弁
大便器	F・T	3	5	F・T = 洗浄水槽
小便器	F・V	—	5	
小便器	F・T	—	3	
洗面器	水栓	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
医療用洗面器	〃	—	3	
事務室用流し	〃	—	3	
台所流し	〃	3	—	
料理場流し	〃	2	4	
料理場流し	混合栓	—	3	
食器洗流し	水栓	—	5	
連合流し	〃	3	—	
洗面流し	〃	—	2	
掃除用流し	〃	3	4	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合栓	2	4	
水飲器	水栓	1	2	
湯沸し器	ボールタップ	—	2	
散水・車庫	水栓	—	5	

表 2-7 器具給水負荷単位

器具名	水栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6
	洗浄弁 節水I型	8	
	洗浄弁 節水II型	6	
	洗浄タンク	5	3
	洗浄タンク 節水I型	4	
小便器	洗浄弁 節水II型	3	
	洗浄弁	5	
	洗浄弁 節水型	3	
洗面器	混合栓	3	
	給水栓	2	1
手洗器	〃	1	0.5
医療用洗面器	〃	3	
事務室用流し	〃	3	
台所流し	〃		3
	〃	4	2
料理場流し	混合栓	3	
	給水栓	5	
食器洗流し	給水栓	5	
連合流し	〃		3
洗面流し	〃	2	
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	〃	4	2
シャワー	混合栓	4	2
	混合栓	4	2
浴室一そろい	大便器が洗浄弁による場合		8
	大便器が洗浄タンクによる場合		6
水飲器	水飲み水栓	2	1
湯沸し器	ボールタップ	2	
散水・車庫	給水栓	5	

(注) 給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記数値の3/4とする。

(給水装置工事技術指針 2025)

～前項省略～

(18) ④ 地下式消火水槽等に給水する場合は、給水方法について消防と協議を行うこと。

給水方法については、原則落とし込み（バルブにより手動で給水）とすること。ただし、吐水口空間を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。図 2-16 消火水槽給水例参照

～次項省略～

～前項省略～

(18) ④ 地下式消火水槽等に給水する場合は、給水方法について消防と協議を行うこと。

給水方法については、原則落とし込み（バルブにより手動で給水）とすること。ただし、吐水口空間（2d mm以上）を確保することにより、ボールタップ等で給水することができる構造であると管理者が認める場合はこの限りでない。図 2-16 消火水槽給水例参照

～次項省略～

(2) 施工状況・出来形管理写真

工種	区分	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
給水管工事	出来形	給水管分岐工	穿孔切屑排出状況	施工中	施工箇所毎	※お客様名及びお客様番号を記載する。 ※布設工は官民境界部の土被りを撮影する。 (注1)メーター二次側の鉛管取替の場合は、新設の配管状況と共に撮影する。 また、メーター一次側の撤去状況は、別工種と共に撮影してもよい。
			仕上り状況(土被り,ポリエチレンスリーブ復元)	施工後		
			コア挿入状況(VP, HPPEは不要)	施工前		
		給水管布設工	布設状況(土被り)	施工後		
		止水栓(メーター)まわり	配管状況	施工後(メーターボックス設置の前後)		
			逆止弁付パッキン設置状況	施工前		
		給水管撤去(メーター二次側の鉛管取替含む)	撤去状況(注1)(管種、口径、延長)	施工後		
メーター移設工	配管状況					

(2) 施工状況・出来形管理写真

工種	区分	種別	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	備考
給水管工事	出来形	給水管分岐工(チーズ分岐含む)	穿孔切屑排出状況	施工中	施工箇所毎	※お客様名及びお客様番号を記載する。 ※布設工は官民境界部の土被りを撮影する。 (注1)メーター二次側の鉛管取替の場合は、新設の配管状況と共に撮影する。 また、メーター一次側の撤去状況は、別工種と共に撮影してもよい。
			仕上り状況(土被り,ポリエチレンスリーブ復元)	施工後		
			コア挿入状況(VP, HPPEは不要)	施工前		
		給水管布設工	布設状況(土被り)	施工後		
		止水栓(メーター)まわり	配管状況	施工後(メーターボックス設置の前後)		
			逆止弁付パッキン設置状況	施工前		
		給水管撤去(栓設置及びメーター二次側の鉛管取替含む)	撤去状況(注1)(管種、口径、延長)	施工後		
メーター移設工	配管状況					

～前項省略～

上記品質管理基準表の内①～⑩、⑭及びその他の継手形式は、日本ダクタイル鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページより最新のものがダウンロードできます。

上記及び日本ダクタイル鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページに記載されていない品質管理表(チェックシート)に関しては、検査員と協議して作成すること。

～次項省略～

～前項省略～

上記品質管理表(チェックシート)の内①～⑩、⑭及びその他の継手形式は、日本ダクタイル鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページより最新のものがダウンロードできます。

上記及び日本ダクタイル鉄管協会及び配水用ポリエチレンパイプシステム協会のホームページに記載されていない品質管理表(チェックシート)に関しては、検査員と協議して作成すること。

～次項省略～

～前項省略～

第4章 給水装置の施工

給水管の施工は、以下に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。また、その他必要な事項については、堺市上下水道局発行の「水道工事共通仕様書」及び「水道工事施工管理基準」によるものとする。なお、ダクタイル鉄管の継手形式はGX形、配水用ポリエチレン管の継手形式はEF接合を標準とする。

なお、「水道工事共通仕様書」は、堺市上下水道局ホームページからダウンロードできます。

～次項省略～

～前項省略～

第4章 給水装置の施工

給水管の施工は、以下に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。また、その他必要な事項については、堺市上下水道局発行の「水道工事共通仕様書」及び「水道工事施工管理基準」によるものとする。なお、ダクタイル鉄管の継手形式はGX形、配水用ポリエチレン管の継手形式はEF接合を標準とする。

なお、「水道工事共通仕様書」は、堺市上下水道局ホームページからダウンロードできる。

～次項省略～

(63頁)

～前項省略～

(12) 分岐後は、腐食防止のために分岐位置全体に、サドル付分水栓の場合は防食フィルム又はスリーブ、割T字管及びT字管の場合はスリーブで被覆し、粘着テープ等で確実に密着及び固定すること。なお、被覆するスリーブは第4章「6. 給水管の保護」を参照し、管種に適したものを使用すること。

(注1) 配水管等とは、配水管(φ75mm～φ300mm)、配水支管(φ50mm以下)、給水主管をいう。

～次項省略～

(63頁)

～前項省略～

(12) 分岐後は、腐食防止のために分岐位置全体に、サドル付分水栓の場合は防食フィルム又はスリーブ、割T字管及びT字管の場合はスリーブで被覆し、粘着テープ等で確実に密着及び固定すること。なお、被覆するスリーブは第4章「6. 給水管の保護」を参照し、管種に適したものを使用すること。

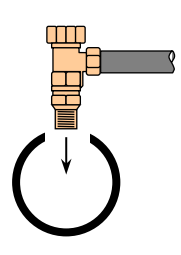
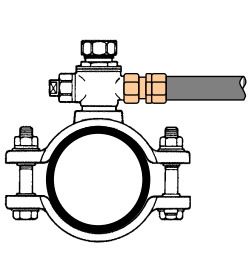
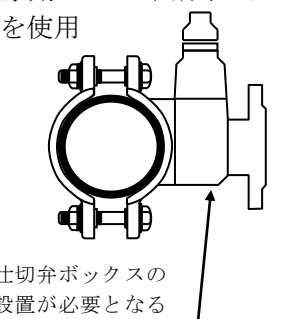
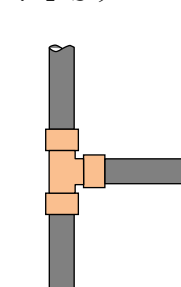
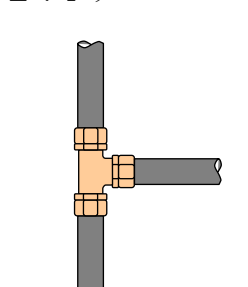
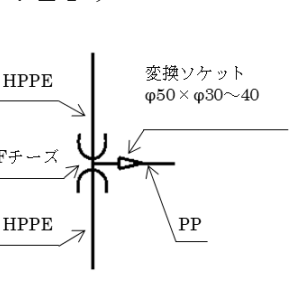
(注1) 配水管等とは、配水管(φ75mm～φ300mm)、配水支管(φ50mm以下)、給水主管をいう。

(13) 穿孔は排水ホース等で充分排水しながら行い、穿孔時の切粉を完全に排出すること。

～次項省略～

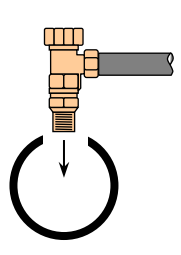
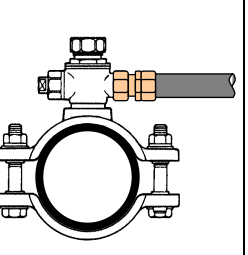
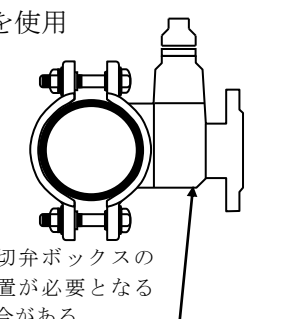
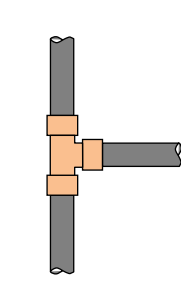
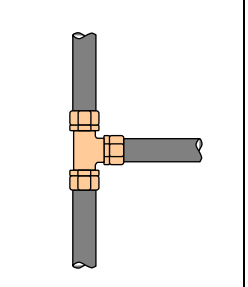
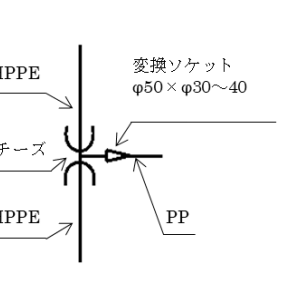
(65頁)

分岐方法の種類別

<p>A: 甲形分水栓 (新規使用しない)</p> 	<p>B: サドル付分水栓</p> 	<p>C: T字管切り込み 又は不断水式T字管 ※原則として不断水式T字管を使用</p>  <p>仕切弁ボックスの設置が必要となる場合があります</p>
<p>D: TSチーズ</p> 	<p>E: Pチーズ</p> 	<p>F: EFチーズ</p>  <p>HPPE 変換ソケット φ50×φ30～40 EFチーズ PP</p>

(65頁)

分岐方法の種類別

<p>A: 甲形分水栓 (新規使用しない)</p> 	<p>B: サドル付分水栓</p> 	<p>C: T字管切り込み 又は不断水式T字管 ※原則として不断水式T字管を使用</p>  <p>仕切弁ボックスの設置が必要となる場合がある</p>
<p>D: TSチーズ</p> 	<p>E: Pチーズ</p> 	<p>F: EFチーズ</p>  <p>HPPE 変換ソケット φ50×φ30～40 EFチーズ PP</p>

(69頁)

～前項省略～

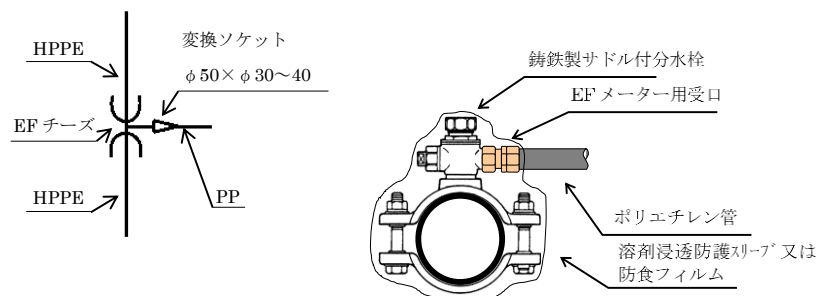
(5) 配水用ポリエチレン管からの分岐

- ① φ50mm × 分岐φ30～40mm (分岐方法 F)
- ② φ50～150mm × 分岐φ20～50mm (分岐方法 B)

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※鋳鉄製サドル付分水栓を使用すること。

※φ50mmからの分岐はφ20～25を対象とする。
※開発における宅地分譲の場合は、φ75から配水支管φ50を分岐する場合は、EF チーズとする。



～次項省略～

(69頁)

～前項省略～

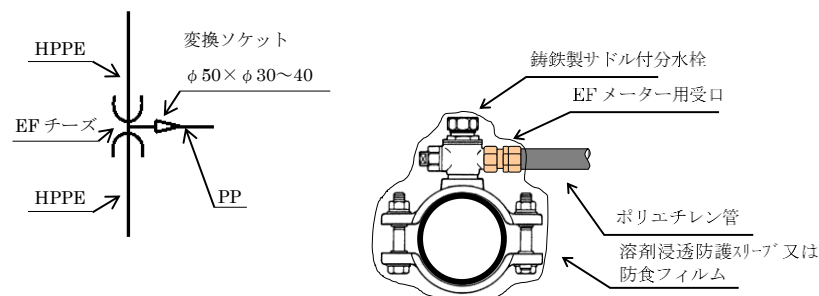
(5) 配水用ポリエチレン管からの分岐

- ① φ50mm × 分岐φ30～40mm (分岐方法 F)
- ② φ50～150mm × 分岐φ20～50mm (分岐方法 B)

※EF チーズφ50mm×φ50mmの分岐部分に変換ソケットφ50mm×φ30～40mmを装着すること。

※鋳鉄製サドル付分水栓を使用すること。

※φ50mmからの分岐はφ20～25を対象とする。
※開発における宅地分譲の場合で、φ75から配水支管φ50を分岐する場合は、EF チーズとする。



～次項省略～

<p>(70頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 給水管の取出し配管</p> <p>(1) 配管に当たっては、次のことに留意して施工すること。</p> <p>① 分岐方法は、当該配水管等の布設してある道路の境界線(分岐箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長)までは、配水管等とほぼ直角にしなければならない。</p> <p>② 異形管は、変形又は切断して使用しないこと。</p> <p>③ ステンレスボルトを使用せず埋設するバルブ等のフランジ部には、腐食抑制ナットをとりつけること。</p> <p>④ 被分岐管が耐震管の場合は、取出しの不断水式T字管は耐震型を使用すること。</p> <p>ア 新設給水管がダクタイル鋳鉄管 GX 形の場合 K形挿し口付不断水式T字管(GX形の挿し口加工を行う)を使用すること。 ※挿し口加工が可能かどうか、事前に使用する溝切機等の確認を行うこと。</p> <p>イ 新設給水管が配水用ポリエチレン管の場合 PE挿し口付不断水式T字管を使用すること。</p> <p>⑤不断水式T字管の仕切弁にソフトシール仕切弁を縦向きに設置する場合は仕切弁ボックスの設置が必要となることがあります。</p> <p>⑥ 曲げ配管で給水管に無理が生じる場合は、Pエルボ又はEFベンドを使用すること。(ポリエチレン2層管(PP)φ13mm～φ50mmの最小曲げ半径は表4-3参照) (配水用ポリエチレン管(HPPE)φ50mm～φ150mmの最小曲げ半径は表4-4参照)</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(70頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 給水管の取出し配管</p> <p>(1) 配管に当たっては、次のことに留意して施工すること。</p> <p>① 分岐方法は、当該配水管等の布設してある道路の境界線(分岐箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長)までは、配水管等とほぼ直角にしなければならない。</p> <p>② 異形管は、変形又は切断して使用しないこと。</p> <p>③ フランジ部は、ステンレスボルトナットを使用すること。</p> <p>④ 被分岐管が耐震管の場合は、取出しの不断水式T字管は耐震型を使用すること。</p> <p>ア 新設給水管がダクタイル鋳鉄管 GX 形の場合 K形挿し口付不断水式T字管(GX形の挿し口加工を行う)を使用すること。 ※挿し口加工が可能かどうか、事前に使用する溝切機等の確認を行うこと。</p> <p>イ 新設給水管が配水用ポリエチレン管の場合 PE挿し口付不断水式T字管を使用すること。</p> <p>⑤不断水式T字管の仕切弁にソフトシール仕切弁を縦向きに設置する場合は仕切弁ボックスの設置が必要となることがある。</p> <p>⑥ 曲げ配管で給水管に無理が生じる場合は、Pエルボ又はEFベンドを使用すること。(ポリエチレン2層管(PP)φ13mm～φ50mmの最小曲げ半径は表4-3参照) (配水用ポリエチレン管(HPPE)φ50mm～φ150mmの最小曲げ半径は表4-4参照)</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(71頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>⑧ 切管作業に当たっては、次のことに留意して施工すること。</p> <p>ア 鋳鉄直管を切断して使用する場合 工事の施工上やむを得ない場合のほか切断の長さは甲切管については0.8メートル以上とし、乙切管については1メートル以上とすること。なお、内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鋳鉄管の切管作業する際の留意点は以下の通りとする。</p> <p><u>○切管方法</u> 粉体塗装は、モルタルライニングに比べて熱に弱く、ガス切断などは塗膜が軟化し熱変形が生じて、管と塗膜の密着が損なわれるため、絶対に行わないこと。 切管方法は以下の方法とする。</p> <p>A ダイヤモンドブレードによる切断 B バイト式の Cutter による切断 C 電動のメタルソーによる切断</p> <p>※ 従来から使用されている、切断砥石(レジノイド)は使用しないこと。 ※ 磨耗したブレードは使用しないこと。</p> <p><u>○切管部の補修方法</u> 補修塗料による補修を行う。 補修塗料は以下の通りとする。</p> <p>A 切管部の補修は切管鉄部用塗料(一液性エポキシ樹脂)を用いる。 B 管内部の補修は内面補修用塗料(二液性エポキシ樹脂)を用いる。</p> <p>※ 切管部の補修、管内部の損傷塗膜の補修については、</p>	<p>(71頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>⑧ 切管作業に当たっては、次のことに留意して施工すること。</p> <p>ア 鋳鉄直管を切断して使用する場合 工事の施工上やむを得ない場合のほか切断の長さは甲切管については0.8メートル以上とし、乙切管については1メートル以上とすること。なお、内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイル鋳鉄管の切管作業する際の留意点は以下のとおりとする。</p> <p><u>○切管方法</u> 粉体塗装は、モルタルライニングに比べて熱に弱く、ガス切断などは塗膜が軟化し熱変形が生じて、管と塗膜の密着が損なわれるため、絶対に行わないこと。 切管方法は以下の方法とする。</p> <p>A ダイヤモンドブレードによる切断 B バイト式の Cutter による切断 C 電動のメタルソーによる切断</p> <p>※ 従来から使用されている、切断砥石(レジノイド)は使用しないこと。 ※ 磨耗したブレードは使用しないこと。</p> <p><u>○切管部の補修方法</u> 補修塗料による補修を行う。 補修塗料は以下のとおりとする。</p> <p>A 切管部の補修は切管鉄部用塗料(一液性エポキシ樹脂)を用いる。 B 管内部の補修は内面補修用塗料(二液性エポキシ樹脂)を用いる。</p> <p>※ 切管部の補修、管内部の損傷塗膜の補修については、</p>

<p>日本ダクタイトイル鉄管協会発行「内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイトイル鉄管について」J D P A T 47を参照</p> <p>イ 配水用ポリエチレン管を切断して使用する場合</p> <p>配水用ポリエチレン管の最小の切断長さについては表4-6のとおりとする。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>日本ダクタイトイル鉄管協会発行「内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクタイトイル鉄管について」J D P A T 47を参照</p> <p>イ 配水用ポリエチレン管を切断して使用する場合</p> <p>配水用ポリエチレン管の最小の切断長さについては表4-6のとおりとする。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(76頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>イ. アの方法が困難な場合は、原則として水路の管理者に確認し、水路の高水位(H.W.L)以上の高さに布設する。この場合は管の保護のため、鋼管などのサヤ管の中に入れて布設する。なお、横断部分の前後は必ずPエルボを使用して配管し、φ50mmの配水用ポリエチレンを使用する場合も同様にEFバンドを使用して配管すること。また、サヤ管の切断で生じた「ばり」は管を損傷させる恐れがあるため除去すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(76頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>イ. アの方法が困難な場合は、原則として水路の管理者に確認し、水路の高水位(H.W.L)以上の高さに布設する。この場合は管の保護のため、鋼管などのサヤ管の中に入れて布設する。なお、横断部分の前後は必ずPエルボを使用して配管し、φ50mmの配水用ポリエチレンを使用する場合も同様にEFバンドを使用して配管すること。また、サヤ管の切断で生じた「ばり」は管を損傷させるおそれがあるため除去すること。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(79頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(8) 高水圧を生じるおそれがある場所には減圧弁を、貯湯湯沸器にあっては、減圧弁又は安全弁(逃し弁)を設置すること。</p> <p>(9) 空気溜りを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。</p> <p>(10) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(79頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(8) 高水圧を生じるおそれがある場所には減圧弁を、貯湯湯沸器にあっては、減圧弁又は安全弁(逃し弁)を設置すること。</p> <p>(9) 空気溜りを生じるおそれがある場所にあつては、空気弁を設置すること。</p> <p>(10) 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断又は一日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。</p> <p>(11) 断水施工する場合は、事前に調整すること。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(85頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>7 管類の撤去</p> <p>給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-11のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。 ・不断水式簡易仕切弁を使用する場合、最終的に不断水式簡易仕切弁蓋を設置すること。 ・耐震管を撤去する場合は、挿し口加工し帽を設置すること。 <p>～次項省略～</p>	<p>(85頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>7 管類の撤去</p> <p>給水装置を分岐部から撤去する場合は、それぞれの分岐形態に応じ、表4-11のとおり施工すること。また、各種ボックス類及び撤去掘削範囲内の既設給水管の撤去も併せて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設管閉塞に伴い、上流側継手部に離脱防止措置が必要となる場合があるため、既設管の状態を確認し適切な対応を行うこと。 ・不断水式簡易仕切弁を使用する場合、最終的に不断水式簡易仕切弁蓋を設置すること。 ・耐震管を撤去する場合は、挿し口加工を行い、帽を設置すること。 <p>～次項省略～</p>

(87頁)

～前項省略～

1. 止水栓及び仕切弁の設置

止水栓及び仕切弁は、給水中止及び給水装置の修理を行う際に止水するため、給水管の途中又はメーターに連結して設けるもので、給水装置の維持管理上重要な役割をもっている。

(1) 宅地内に設置する場合

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁の位置は、原則として宅地部分の道路境界線の近くとし、かつ止水操作が容易な場所であること。

(2) 道路に設置する場合

バルブは、図4-37に示すように、交差点の角からおおよそ1m～3m外側目安として、開閉操作が行いやすい位置に設置する。

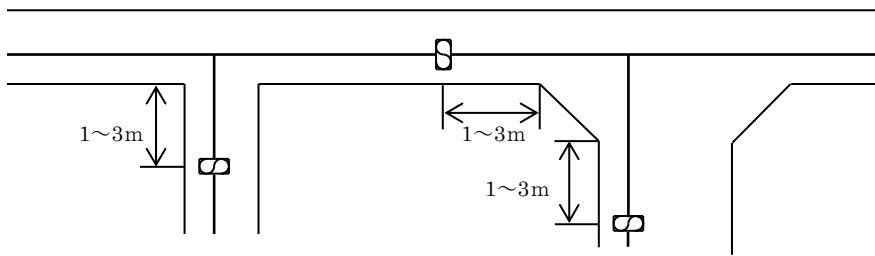


図4-37

～次項省略～

(87頁)

～前項省略～

1. 止水栓及び仕切弁の設置

止水栓及び仕切弁は、給水中止及び給水装置の修理を行う際に止水するため、給水管の途中又はメーターに連結して設けるもので、給水装置の維持管理上重要な役割をもっている。

(1) 宅地内に設置する場合

配水管等から分岐して最初に設置する止水栓及び仕切弁の位置は、原則として宅地部分の道路境界線の近くとし、かつ止水操作が容易な場所であること。

(2) 道路に設置する場合

止水栓及び仕切弁は、図4-37に示すように、交差点の角からおおよそ1m～3m外側を目安として、開閉操作が行いやすい位置に設置する。

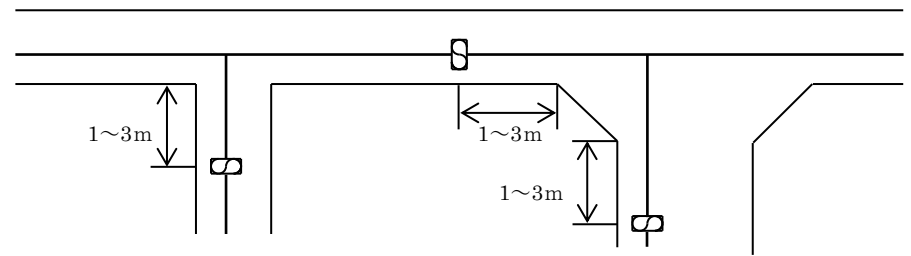


図4-37

なお、フランジ部にはステンレスボルトナットを使用する。

～次項省略～

(88頁)

～前項省略～

カ. 耐震管路では、フランジ短管に形式2を使用のこと。
キ. 形式1を使用の場合は、継手部に腐食抑制ナットを用いること。

～次項省略～

(88頁)

～前項省略～

カ. 耐震管路では、フランジ短管に形式2を使用のこと。
キ. フランジ部には、ステンレスボルトナットを使用すること。

～次項省略～

～前項省略～

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから所管消防署等と打合せを行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業者によるその責を求められない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者は負いません。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態を想定した設計を行う場合は、その旨を利用者に周知すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の水力計算にあたって、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について検討を行うこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置をとること。
- (7) 水の停滞防止のため、設備の流末は飲用しないトイレ等確実に使用が見込める設備に接続とし、滞留しにくい配管ルートとすること。また、乾式スプリンクラー設備の場合は給水本管からの分岐部直近に、電動弁を設置するか、もしくは逆流防止装置を設置してください。湿式スプリンクラー設備の場合は給水本管からの分岐部直近に、逆流防止装置を設置してください。
- (8) 停滞空気の発生防止のため、必要に応じて配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (10) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡すること。
- (11) 水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧・水量（当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内）が得られない場合、また、スプリンクラーヘッド各栓の必要放水量が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談すること。

～次項省略～

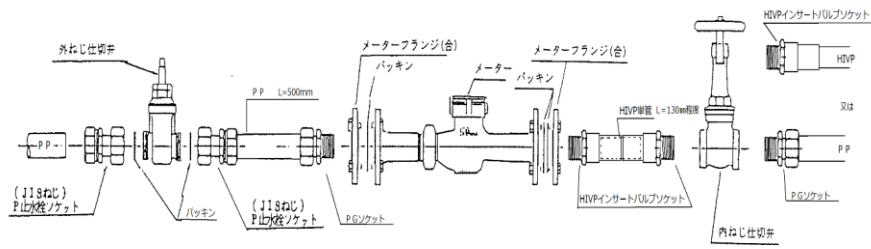
～前項省略～

1. 水道直結式スプリンクラー設備の設置

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置又は改造に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから消防設備士と所管消防署等との協議後に水道局と協議を行うこと。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたって、他の給水用具（水栓等）を使用していない状態を想定した設計を行う場合は、その旨を利用者に周知すること。
(3) 水道直結式スプリンクラー設備の水力計算にあたって、水道局との事前協議時に、通常の水力計算書とは別に、水道直結式スプリンクラー設備行き給水管の末端に設置する水栓をA点とした水力計算書を提出すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置をとること。
- (6) 湿式スプリンクラー設備の場合は、水の停滞防止のため、水道直結式スプリンクラー設備の末端には、確実に使用が見込めかつ飲用に使用しない水栓を設置すること。また、乾式スプリンクラー設備の場合は給水本管からの分岐部直近に、電動弁を設置すること。湿式スプリンクラー設備の場合は水道直結式スプリンクラー設備行き給水管の分岐部直近に、逆流防止装置を設置すること。
- (7) 停滞空気の発生防止のため、必要に応じて配管の頂上部に吸排気弁を設置すること。
水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (8) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡すること。
- (9) 水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧・水量（当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内）が得られない場合、また、スプリンクラーヘッド各栓の必要放水量が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談すること。

～次項省略～

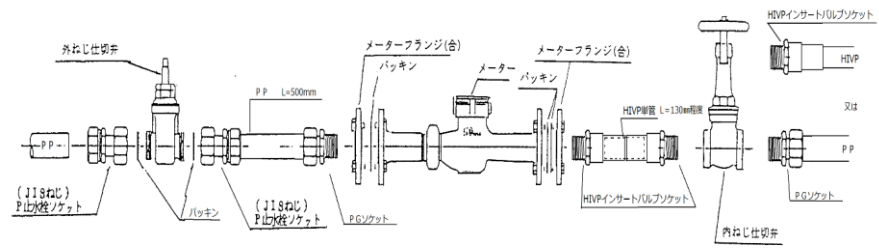
(103頁)



注) メーターボックスの縦寸法はφ75のサイズを参考としてください

図5-17 例2

(103頁)



注) メーターボックスの縦寸法はφ75のサイズを参考としてください

図5-17 例2

(132頁)

～前項省略～

第8章 設計審査及び工事検査

設計審査及び工事検査は、申込者(使用者)と給水契約を締結するための給水装置が構造・材質基準及び供給規程等に適合していることを確認するために行うものである。

1 設計審査

設計審査は、給水装置工事申込書に記載された給水装置工事計画内容の確認を行うことである。

おもな審査項目は、次のとおりである。

～次項省略～

(132頁)

～前項省略～

第8章 設計審査及び工事検査

設計審査及び工事検査は、申込者(使用者)と給水契約を締結するための給水装置が構造・材質基準及び供給規程等に適合していることを確認するために行うものである。

1 設計審査

設計審査は、給水装置工事申込書に記載された給水装置工事計画内容の確認を行うことである。

主な審査項目は、次のとおりである。

～次項省略～

(133頁)

～前項省略～

(2) 上下水道局に提出する書類等

- ① 給水装置工事検査チェックシート
- ② しゅん工図
 - ・「第2章 6 図面作成」および「第2編 第11章 しゅん工図」に基づき、「作図例」を参考にして作成すること。
- ③ しゅん工図(譲渡図面)
 - ・譲渡管がある場合は、②とは別に作成すること。
- ④ 施行状況・出来形管理写真(第3章 6 給水装置工事施工管理基準)
 - ・道路部分(開発道路を含む)等、上下水道局が維持管理する部分の工事写真
 - ・その他、提出を指示された部分の工事写真

～次項省略～

(133頁)

～前項省略～

(2) 上下水道局に提出する書類等

- ① 給水装置工事検査チェックシート
- ② しゅん工図
 - ・「第2章 6 図面作成」および「第2編 第11章 しゅん工図」に基づき、「作図例」を参考にして作成すること。
- ③ しゅん工図(譲渡図面)
 - ・譲渡管がある場合は、②とは別に作成すること。
- ④ 施行状況・出来形管理写真(第3章 6 給水装置工事施工管理基準)
 - ・道路部分(開発道路を含む)等、上下水道局が維持管理する部分の工事写真
 - ・その他、不可視部分の工事写真(品質管理基準表参照)

～次項省略～

表8-1 工事検査チェックシート (オモテ面)

給水装置工事検査チェックシート

主任技術者用

下記のとおり給水装置工事の自主検査をしたので報告します。

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号、工事場所、申込者の氏名又は名称の記入欄

検査項目と検査内容の表。①全工事、②道路部分(開発道路含む)の工事、給水管の分岐、給水管の埋設、給水管の撤去

- 注意事項 (1) 検査申込時に提出(しゅん工図とチェックシート等)すること。 (2) 局の立会確認が不要な道路部分の工事については、給水装置工事主任技術者で確認すること。 (3) 給水枝管の申込みについては、③の記入不要。 (4) 「貯水槽の下流側の給水設備」のみの改造工事においても、必要な項目を確認すること。

オモテ面

表8-1 工事検査チェックシート (オモテ面)

給水装置工事検査チェックシート

主任技術者用

下記のとおり給水装置工事の自主検査をしたので報告します。

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

承認番号、工事場所、申込者の氏名又は名称の記入欄

検査項目と検査内容の表。①全工事、②道路部分(開発道路含む)の工事、給水管の分岐、給水管の埋設、給水管の撤去

- 注意事項 (1) 検査申込時に提出(しゅん工図とチェックシート等)すること。道路掘削工事を伴う立会検査の場合はしゅん工後速やかに提出すること。 (2) 局の立会確認が不要な道路部分の工事については、給水装置工事主任技術者で確認すること。 (3) 給水枝管の申込みについては、③の記入不要。 (4) 「貯水槽の下流側の給水設備」のみの改造工事においても、必要な項目を確認すること。

オモテ面

表8-1 工事検査チェックシート (ウラ面)

③敷地内部分の工事の検査項目と検査内容の表。給水管の接続増圧方式、貯水槽方式

- 用語解説 (1) 「配水管等」 配水管(φ75~φ300mm)、配水支管(φ50mm以下)、および給水主管をいう。 (2) 「給水主管」 2以上の給水装置を設置するために設けられたもの。 (3) 「給水単管」 単独の給水装置を設置するために設けられたもの。 (4) 「給水枝管」 将来単独の給水装置を設置するため、先行的に止水栓または仕切弁まで設けられたもの。 (5) 「集約管」 圧送方式の場合は、受水槽のポンプからの圧送管(給水管)の最大口径をいう。高置水槽方式の場合は、高置水槽からの下りの給水管の最大口径をいう。

ウラ面

表8-1 工事検査チェックシート (ウラ面)

③敷地内部分の工事の検査項目と検査内容の表。給水管の接続増圧方式、貯水槽方式

- 用語解説 (1) 「配水管等」 配水管(φ75~φ300mm)、配水支管(φ50mm以下)、および給水主管をいう。 (2) 「給水主管」 2以上の給水装置を設置するために設けられたもの。 (3) 「給水単管」 単独の給水装置を設置するために設けられたもの。 (4) 「給水枝管」 将来単独の給水装置を設置するため、先行的に止水栓または仕切弁まで設けられたもの。 (5) 「集約管」 圧送方式の場合は、受水槽のポンプからの圧送管(給水管)の最大口径をいう。高置水槽方式の場合は、高置水槽からの下りの給水管の最大口径をいう。

ウラ面

(141頁)
 ～前項省略～

2. 設計

(1) 給水方式
 増圧方式と他の給水方式との併用方式は、認めない。

(2) 実施条件

① 分岐対象となる配水管の口径がφ75mm以上であること。

② 分岐する給水管の口径がφ75mm以下であること。
 (引込口径は、配水管口径より2口径以上小さい口径とする。表9-1)

③ 分岐する給水管の口径がφ75mmの場合は、配水管の管種が硬質塩化ビニル管及び石綿セメント管でないこと。また配水管の管種が鋳鉄管(CIP)の場合は、断水リスクの軽減を図る施工が必要となる場合があります。

④ 分岐する給水管の口径がφ75mmの対象となる施設は住居専用建物であり、参考メーターの設置(φ75mm)が必要となります。

～次項省略～

(141頁)
 ～前項省略～

2. 設計

(1) 給水方式
 増圧方式と他の給水方式との併用方式は、認めない。

(2) 実施条件

① 分岐対象となる配水管の口径がφ75mm以上であること。

② 分岐する給水管の口径がφ75mm以下であること。
 (引込口径は、配水管口径より2口径以上小さい口径とする。表9-1)

③ 分岐する給水管の口径がφ75mmの場合は、配水管の管種が硬質塩化ビニル管及び石綿セメント管でないこと。また配水管の管種が鋳鉄管(CIP)の場合は、断水リスクの軽減を図る施工が必要となる場合がある。

④ 分岐する給水管の口径がφ75mmの対象となる施設は住居専用建物であり、参考メーターの設置(φ75mm)が必要となる。

～次項省略～

(142頁)
 ～前項省略～

表9-3

建物の種類		器具給水 負荷単位数	BL規格(優良住宅部品認定基準)等
住居専用建物	ファミリータイプ	7単位	Q:同時使用水量 N:戸数 $Q = 4.2 N^{0.33}$ (10戸未満) $Q = 1.9 N^{0.67}$ (10戸以上600戸未満)
	ワンルームタイプ	3単位	Q:同時使用水量 P:人数 $Q = 2.6 P^{0.36}$ (1~30人) $Q = 1.3 P^{0.56}$ (31~200人)
事務所ビル等		設置されているすべての単位数	

* ワンルームタイプは、1戸あたり2人として計算します
 ～次項省略～

(142頁)
 ～前項省略～

表9-3

建物の種類		器具給水 負荷単位数	BL規格(優良住宅部品認定基準)等
住居専用建物	ファミリータイプ	7単位	Q:同時使用水量 N:戸数 $Q = 4.2 N^{0.33}$ (10戸未満) $Q = 1.9 N^{0.67}$ (10戸以上600戸未満)
	ワンルームタイプ	3単位	Q:同時使用水量 P:人数 $Q = 2.6 P^{0.36}$ (1~30人) $Q = 1.3 P^{0.56}$ (31~200人)
事務所ビル等		設置されているすべての単位数	

* ワンルームタイプは、1戸あたり2人として計算する。
 ～次項省略～

(143頁)
 ～前項省略～

(4) 増圧装置

① 増圧装置の設置
 増圧装置の設置は、次の事項に留意して行うこと。

ア. 増圧装置の設置台数は、1建物につき1ユニットとする。

イ. 増圧装置は、点検や維持管理が容易に行え、十分な換気ができる場所に設置すること。また、凍結の恐れがある場所に設置する場合は、適切な防寒措置を講じること。

ウ. 増圧装置を地下に設置する場合は、メーター以降で配管を配水管が布設されている地盤より1.5m以上立ち上げ、その頂上部に吸排気弁を設置すること。

エ. 増圧装置の口径は、給水主管又はメーター口径と同口径又は、それ以下とする。

オ. 増圧装置の流入側及び流出側の接合部には、適切な防振対策を施すこと。

(143頁)
 ～前項省略～

(4) 増圧装置

① 増圧装置の設置
 増圧装置の設置は、次の事項に留意して行うこと。

ア. 増圧装置の設置台数は、1建物につき1ユニットとする。

イ. 増圧装置は、点検や維持管理が容易に行え、十分な換気ができる場所に設置すること。また、凍結のおそれがある場所に設置する場合は、適切な防寒措置を講じること。

ウ. 増圧装置を地下に設置する場合は、メーター以降で配管を配水管が布設されている地盤より1.5m以上立ち上げ、その頂上部に吸排気弁を設置すること。

エ. 増圧装置の口径は、給水主管又はメーター口径と同口径又は、それ以下とする。

オ. 増圧装置の流入側及び流出側の接合部には、適切な防振対策を施すこと。

<p>カ. 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者の連絡先を記入した表示板を増圧装置の附近で外部から確認の容易な場所に設置すること。 ～次項省略～</p>	<p>カ. 増圧装置の異常、故障等の緊急時に備え、管理人、維持管理業者の連絡先を記入した表示板を増圧装置の附近で外部から確認の容易な場所に設置すること。 ～次項省略～</p>
<p>(149頁) ～前項省略～</p> <p>③ 設置環境</p> <p>ア. パイプシャフト等は扉が常時開閉できるようにしておくこと。</p> <p>イ. パイプシャフトの床面は、廊下側に水勾配を付けるか、又は、排水口を考慮すること。</p> <p>ウ. 外気の影響を受ける恐れがある場合は、防寒対策を施すこと。 ～次項省略～</p>	<p>(149頁) ～前項省略～</p> <p>③ 設置環境</p> <p>ア. パイプシャフト等は扉が常時開閉できるようにしておくこと。</p> <p>イ. パイプシャフトの床面は、廊下側に水勾配を付けるか、又は、排水口を考慮すること。</p> <p>ウ. 外気の影響を受けるおそれがある場合は、防寒対策を施すこと。 ～次項省略～</p>
<p>(154頁) ～前項省略～</p> <p>ウ. 増圧装置に設置する逆流防止装置は、原則として地上設置とし、屋外に設置する場合は、凍結防止の措置をおこなうこと。</p> <p>エ. 減圧式逆流防止器は、浸水の恐れがなく、定期点検等の保守作業に支障のない場所に設置すること。また、中間室逃し弁からの排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。</p> <p>オ. 各戸のメーター下流側に、逆止弁付パッキンを設置すること。 ～次項省略～</p>	<p>(154頁) ～前項省略～</p> <p>ウ. 増圧装置に設置する逆流防止装置は、原則として地上設置とし、屋外に設置する場合は、凍結防止の措置を行うこと。</p> <p>エ. 減圧式逆流防止器は、浸水のおそれがなく、定期点検等の保守作業に支障のない場所に設置すること。また、中間室逃し弁からの排水は、適切な吐水口空間を確保した間接排水とすること。</p> <p>オ. 各戸のメーター下流側に、逆止弁付パッキンを設置すること。 ～次項省略～</p>
<p>(159頁) ～前項省略～</p> <p>【水圧区域別条件】 年間最小動水圧 0.196MPa 未満の区域</p> <p>① 給水する建物が地上3階建の1戸又は1事業であること。</p> <p>② 戸別住宅及び店舗用住宅並びに小規模事務所等であること。</p> <p>③ 3階部分に設置する給水支栓の高さが、配水管布設面から9.0m以下であること。</p> <p>④ 3階部分に設置する給水支栓数は1支栓(最低必要圧力が0.0294MPa [0.3kgf/cm²] の一般水栓 [炊事除く])のみとし混合水栓・シャワー水栓等の設置をしないこと。ただし、トイレのボールタップと手洗い水栓程度は2支栓可能とする。</p> <p>⑤ 3階給水栓設置の誓約書を提出のこと。 ～次項省略～</p>	<p>(159頁) ～前項省略～</p> <p>【水圧区域別条件】 年間最小動水圧 0.196MPa 未満の区域</p> <p>① 給水する建物が地上3階建の1戸又は1事業であること。</p> <p>② 戸別住宅及び店舗用住宅並びに小規模事務所等であること。</p> <p>③ 3階部分に設置する給水支栓の高さが、配水管布設面から9.0m以下であること。</p> <p>④ 3階部分に設置する給水支栓数は1支栓(最低必要圧力が0.0294MPa [0.3kgf/cm²] の一般水栓 [炊事除く])のみとし混合水栓・シャワー水栓等の設置をしないこと。ただし、トイレのボールタップと手洗い水栓程度は2支栓可能とする。</p> <p>⑤ 3階給水栓設置の誓約書(書式23)を提出のこと。 ～次項省略～</p>
<p>(171頁) ～前項省略～</p> <p>3. 事前協議の申込</p> <p>事前協議の申込みは、施主が水道事業管理者に行うこと。また、設計事務所・指定工事業者等が施主から委任を受けた場合は、給水装置工事等事前協議申込書(書式1)及び委任状を作成の上、受任者が水道事業管理者に行うこと。</p> <p>なお、水道事業管理者が協議内容を承認したときは、協議申込者</p>	<p>(171頁) ～前項省略～</p> <p>3. 事前協議の申込</p> <p>事前協議の申込みは、施主が水道事業管理者に行うこと。また、設計事務所・指定工事業者等が施主から委任を受けた場合は、給水装置工事等事前協議申込書(書式1)及び委任状を作成の上、受任者が水道事業管理者に行うこと。</p> <p>なお、水道事業管理者が協議内容を承認したときは、協議申込者</p>

に決定内容を通知する。
 事前協議に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 共通提出書類

① 給水装置工事等事前協議申込書 書式 1

※ 都市計画法第32条及び堺市開発行為等の手続に関する条例第7条に基づく事前協議は、開発指導担当課へ提出している事前協議申出書又は一部協議申出書の写しを持って事前協議申込書に代えることができる。

② 給水概要書（設計説明書・現況平面図等）

③ 附近見取図

～次項省略～

に決定内容を通知する。
 事前協議に必要な書類は、次のとおりとする。

(1) 共通提出書類

① 給水装置工事等事前協議申込書 書式 1

※ 都市計画法第32条及び堺市開発行為等の手続に関する条例第7条に基づく事前協議は、開発指導担当課へ提出している事前協議申出書又は一部協議申出書の写しの提出を持って給水装置工事等事前協議申込書の提出に代えることができる。

② 給水概要書（設計説明書・現況平面図等）

③ 附近見取図

～次項省略～

(173頁)

～前項省略～

第4章 工事申込

給水装置工事申込書を水道事業管理者に提出する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。このため、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込すること。

～次項省略～

(173頁)

～前項省略～

第4章 工事申込

給水装置工事を水道事業管理者に申込する場合、工事内容により必要添付書類が異なる。このため、円滑な事務手続きが行えるよう工事内容を充分理解の上、申込すること。

～次項省略～

(173頁)

～前項省略～

2. 申込の必要条件

申込において次の給水装置の設置については、次に示す事項を満たすものであること。

(1) 専用給水装置

① 専用栓及び工事用付専用栓

新設及び増築の場合は、建築確認済証の番号。ただし、建築物がない又は建築確認済証の発行が不要な建物で給水装置の設置、例えば農地手洗い・駐車場等の申込については、使用水量のお知らせ票の投入ができるものを設置すること。

～次項省略～

(173頁)

～前項省略～

2. 申込の必要条件

申込において次の給水装置の設置については、次に示す事項を満たすものであること。

(1) 専用給水装置

① 専用栓及び工事用付専用栓

新設及び増築の場合は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（以後「建築確認済証」という。）の日付と番号を記載すること。ただし、建築物がない又は建築確認済証の発行が不要な建物で給水装置の設置、例えば農地手洗い・駐車場等の申込については、使用水量のお知らせ票の投入ができるものを設置すること。なお、建築確認申請が手続き中の場合は、装置検査申込時に建築確認済証を提出すること。

～次項省略～

(174頁)

表④-1 申込種別による各種許可の必要条件（○は、必要条件）

申込種別	専用給水装置			給水管	消火栓 (排水栓)
	専用栓	工事用付専用栓	臨時栓		
必要条件					
建築確認済証番号	○	○		○	
都市計画法、開発行為等の手続に関する条例等の対象物件				○	○
区画整理事業・舗装先行				○	

(174頁)

表④-1 申込種別による各種許可の必要条件（○は、必要条件）

申込種別	専用給水装置			給水管	消火栓 (排水栓)
	専用栓	工事用付専用栓	臨時栓		
必要条件					
建築確認済証番号	○	○		○	
都市計画法、開発行為等の手続に関する条例等の対象物件				○	○
区画整理事業・舗装先行				○	

～前項省略～

(2) 工事申込者の遵守事項

- ① 開発行為、建築工事に必要な許可又は建築確認等を得ていること。
- ② 工事施行に際し、利害関係人があるときは、必ずその者の承諾を得ていること。
- ③ 給水装置工事申込書その他一切の提出書類は、必ず申込者等が内容を十分確認したものであること。
- ④ 市納付金は、納付期限内に指定する収納場所で支払うこと。

～次項省略～

～前項省略～

(2) 工事申込者の遵守事項

- ① 開発行為、建築工事に必要な許可又は建築確認等を得ていること。又は、手続き中であること。
- ② 工事施行に際し、利害関係人があるときは、必ずその者の承諾を得ていること。
- ③ 給水装置工事申込書その他一切の提出書類は、必ず申込者等が内容を十分確認したものであること。
- ④ 市納付金は、納付期限内に指定する収納場所で支払うこと。

～次項省略～

表④-2 申込種別の必要書類一覧表

申込種別	書類	・給水装置工事申込書 ・平面図 ・位置図(敷地形状が わかるもの)	工事給 水申 込書	用 水 申 込書	給 水 装 置 の 自 己 所 有 申 込書	加 入 減 除 申 込書	金 入 金 出 金 申 込書	出 金 申 込書	道 路 使 用 許 可 申 込書	建 築 認 許 証 の 号 番	既 設 建 築 物 の 写 真 (増 え し な い 場 合)
(1)専用栓 又は (2)工 事用 付専用栓	書式	書式第1号 書式4	書式5	書式7	書式7	書式7	書式12				
	①新設	○	▲	◆	○	○	○				
	②改 造 (既設装置利用)	○	▲	◆	○	○	○				●
	③増 設 (既設装置利用)	○	▲	○	○	○	○				●
(3)臨時栓	①新設	○	○	○	○	○	○				
	②既 設 利 用	○	○	○	○	○	○			○(撤去のみ は必要なし)	
(4)貯水槽の下流 側の給水設備	①改 造	○	○	○	○	○	○	■			
	②開 閉 物 件 等	○	○	○	○	○	○	■			
(5)給水管	②舗 装 先 行	○	○	○	○	○	○	■			
	③そ の 他	○	○	○	○	○	○	■			
(6)消火栓 (排水栓)	①新 設 設 置	○	○	○	○	○	○	■			
	②既 設 利 用	○	○	○	○	○	○	■			

(注) ▲は工事用付専用栓申込の場合必要 ▼は改造する場合必要 ◆は減免がある場合必要 ■は給水主管または消火栓(排水栓)を譲渡する場合必要 ●は建築確認済証がない場合必要
上記書類は各1部必要です。ただし道路使用許可申請書類は必要がない場合もあります。道路使用許可申請書類詳細内訳は別途、表⑥-3を参照して下さい。
また上記以外の書類が必要な場合があります。その際は局職員の指示に従って下さい。

表④-2 申込種別の必要書類一覧表

申込種別	書類	・給水装置工事申込書 ・平面図 ・位置図(敷地形状が わかるもの)	工事給 水申 込書	用 水 申 込書	給 水 装 置 の 自 己 所 有 申 込書	加 入 減 除 申 込書	金 入 金 出 金 申 込書	出 金 申 込書	道 路 使 用 許 可 申 込書	建 築 認 許 証 の 号 番	既 設 建 築 物 の 写 真 (増 え し な い 場 合)
(1)専用栓 又は (2)工 事用 付専用栓	書式	書式第1号 書式4	書式5	書式7	書式7	書式7	書式12				
	①新設	○	▲	◆	○	○	○				
	②改 造 (排水装置利用)	○	▲	◆	○	○	○				●
	③増 設 (既設装置利用)	○	▲	○	○	○	○				●
(3)臨時栓	①新 設 設 置	○	○	○	○	○	○				
	②既 設 利 用	○	○	○	○	○	○			○(撤去のみ は必要なし)	
(4)貯水槽の下流 側の給水設備	①改 造	○	○	○	○	○	○	■			
	②開 閉 物 件 等	○	○	○	○	○	○	■			
(5)給水管	②舗 装 先 行	○	○	○	○	○	○	■			
	③そ の 他	○	○	○	○	○	○	■			
(6)消火栓 (排水栓)	①新 設 設 置	○	○	○	○	○	○	■			
	②既 設 利 用	○	○	○	○	○	○	■			

(注) ▲は工事用付専用栓申込の場合必要 ▼は改造する場合必要 ◆は減免がある場合必要 ■は給水主管または消火栓(排水栓)を譲渡する場合必要 ●は建築確認済証がない場合必要
上記書類は各1部必要です。ただし道路使用許可申請書類は必要がない場合もあります。道路使用許可申請書類詳細内訳は別途、表⑥-3を参照して下さい。
また上記以外の書類が必要な場合があります。その際は局職員の指示に従って下さい。

～前項省略～

(9) 建築確認 (適合通知)

- ① 建築確認済証の年月日を記入すること。
- ② 建築確認済証の番号を記入すること。

～次項省略～

～前項省略～

(9) 建築確認 (適合通知)

- ① 建築確認済証の年月日を記入すること。
- ② 建築確認済証の番号を記入すること。

※建築確認申請が手続き中の場合は、装置検査申込時に提出すること。

～次項省略～

<p>(179頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>第6章 添付書類の作成</p> <p>1. 給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書</p> <p>既設の給水装置（枝管）において、新たに給水装置工事を施行する際に、その給水装置の所有者が給水装置台帳に記載されている所有者と異なる場合は、自己所有申立書が必要である。また、加入金減免申請は、表⑥-1「加入金減免申請書の必要または不要の基準」に従って行うこと。作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(179頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>第6章 添付書類の作成</p> <p>1. 給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書（書式7）</p> <p>既設の給水装置（枝管）において、新たに給水装置工事を施行する際に、その給水装置の所有者が給水装置台帳に記載されている所有者と異なる場合は、自己所有申立書が必要である。また、加入金減免申請は、表⑥-1「加入金減免申請書の必要または不要の基準」に従って行うこと。作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(179頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 口座振替依頼書</p> <p>口座振替依頼書は、設計変更又は取り下げ（還付金がある時）の場合に提出すること。作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 申込日を記入し、工事申込者の住所・氏名（法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名）・フリガナを記入すること。</p> <p>(2) 市納付金の納付義務者（支払者）の住所・氏名（法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名）・フリガナ・電話番号を記入すること。</p> <p>(3) 市納付金の納付義務者（支払者）と口座名義は、表⑥-2の「口座振替依頼書の取扱い例」によるものとする。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(179頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>2. 口座振替依頼書（書式6）</p> <p>口座振替依頼書は、設計変更又は取り下げ等により過誤納金が発生した場合に提出すること。作成時の注意事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 申込日を記入し、工事申込者の住所・氏名（法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名）・フリガナを記入すること。</p> <p>(2) 市納付金の納付義務者（支払者）の住所・氏名（法人の場合は、会社名及び代表者の職・氏名）・フリガナ・電話番号を記入すること。</p> <p>(3) 市納付金の納付義務者（支払者）と口座名義は、表⑥-2の「口座振替依頼書の取扱い例」によるものとする。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(180頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 工事中給水申込書</p> <p>建築に伴い、建築工事用として水使用が必要なときに提出すること。作成時の注意事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事場所の住所・工事申込者の氏名・指定工事業者名を明記すること。</p> <p>(2) 工事用水の使用開始予定日を明記すること。</p> <p>(3) 工事用水の水道料金支払者の住所・氏名・電話番号を記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(180頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>3. 工事中給水申込書（書式5）</p> <p>建築に伴い、建築工事用として水使用が必要なときに提出すること。作成時の注意事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事場所の住所・工事申込者の氏名・指定工事業者名を明記すること。</p> <p>(2) 工事用水の使用開始予定日を明記すること。</p> <p>(3) 工事用水の水道料金支払者の住所・氏名・電話番号を記入すること。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(183頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>④ 同意書又は承諾書の添付</p> <p>ア. 里道占有の場合は、里道使用同意書に自治会長の同意が必要である。</p> <p>イ. 水路の場合は、水路占有等承諾書に水利組合長の承諾が必要である。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(183頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>④ 同意書の添付</p> <p>ア. 里道使用の場合は、同意書に自治会長の承諾が必要である。</p> <p>イ. 水路使用の場合は、同意書に水利組合長の承諾が必要である。</p> <p>～次項省略～</p>

(184頁)

～前項省略～

- ⑪ 申込から許可までの目安とされる日数
 - ア. 市道・府道・国道(26号以外)・(掘削延長が20メートル未満)・法定外公共物・・・・・・・・・・30日以上
 - イ. 市道・府道・国道(26号以外)(掘削延長が20メートル以上・・・・・・・・・・40日以上
 - ウ. 国道26号・・・・・・・・・・30日以上
 - エ. その他、公共用地(市、府有地、農道)、他市町道・・・・・・・・・・30日以上
- ※許可までの目安とされる日数を勘案し、余裕をもち申請手続きを行うこと。
- ⑫ 道路掘削・占用申請の設計変更・取下げを行う場合は、速やかに局職員に申し出を行い、指示を受けること。
- ⑬ 各警察署長宛ての道路占用協議書、道路管理者宛ての道路占用回答書は公文書となるため、紛失せず大切に保管すること。
- ⑭掘削延長が20メートル以上となる場合は、堺市占用者連絡会による調整部会への諮問依頼が必要となるため、許可取得の目安とされる日数以上が必要となる。また、調整部会への諮問依頼にあたり計画平面・断面図と附近見取図が1部ずつ必要となるため、予め提出すること。

～次項省略～

(184頁)

～前項省略～

- ⑪ 申込から許可までの目安とされる日数
 - ア. 市道・府道・国道(26号以外)・(掘削延長が20メートル未満)・法定外公共物・・・・・・・・・・30日以上
 - イ. 市道・府道・国道(26号以外)(掘削延長が20メートル以上・・・・・・・・・・50日以上
 - ウ. 国道26号・・・・・・・・・・30日以上
 - エ. その他、公共用地(市、府有地、農道)、他市町道・・・・・・・・・・30日以上
- ※許可までの目安とされる日数を勘案し、余裕をもち申請手続きを行うこと。
- ⑫ 道路掘削・占用申請の設計変更・取下げを行う場合は、速やかに局職員に申し出を行い、指示を受けること。
- ⑬ 各警察署長宛ての道路占用協議書、道路管理者宛ての道路占用回答書は公文書となるため、紛失せず大切に保管すること。
- ⑭水路上部の形態によっては、水路使用申請時に水利組合長の同意書に加え、自治会長の同意書も必要となる場合があるため、事前に法定外公共物課に確認すること。
- ⑮ 河川占用の申請書類は、河川管理者にて、記載内容および添付書類の確認を受けた上で、確認済みの申請書類を必要部数、上下水道局へ提出すること。

～次項省略～

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	占用種別		工事期間を延長する 場合 (延伸願)	舗装本復旧を行う 場合 (本復旧願)	法定外公共物 (里道)	法定外公共物 (水路)	国道26号
	市道・府道・ 国道(26号以外)	(掘削延長20m未満 市道・府道・ 国道(26号以外))					
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	6	1
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			3
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
保安施設設置図 (交通対策図)	3	3	3	3 本復旧図面			3
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			
道路占用者意見調書の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					1 (必須)
工程表							3
緊急連絡体制表							1
附近見取図 (位置図)	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	6 20m以上の 場合は8	3
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路占用等同意書						6 内5部コピー	
公園の写し					4	6	
境界確定図					4	6	
本復旧協議印 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					3
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要となります。
- ・34条協議は府道・国道は必須です。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示して下さい。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示して下さい。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従って下さい。
- ・市道・府道・国道(26号以外)は、掘削延長が20m以上となる場合、調整部会への諮問、着工承認が必要となります。調整部会用を1部、申請に先立ち提出してください。
- ・国道26号の占用申請書類は、上記一覧表以外のものが必要となる場合があります。申請内容について、大阪国道事務所 南大阪維持出張所にて確認されたものを提出して下さい。

～前項省略～

4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更

- (1) 給水装置工事 { 設計変更
取下げ } 申込書・・・書式 3
- (2) 給水装置工事申込書・・・様式第1号
(変更後の給水装置工事申込書の該当支払者欄に記入すること。)
- (3) 工事用水を必要とするときは、工事用給水申込書・・・書式 5
- (4) 市納付金の還付が予想されるときは、変更者の口座振替依頼書・・・書式 6

5. 道路申請の取直し

- (1) 道路掘削・占用申請の書類一式
～次項省略～

(6) 道路掘削を伴う占用申請書類一覧表
表⑥-3

書類	占用種別		工事期間を延長する 場合 (延伸願)	舗装本復旧を行う 場合 (本復旧願)	法定外公共物 (里道)	法定外公共物 (水路)	国道26号
	市道・府道・ 国道(26号以外)	(掘削延長20m未満 市道・府道・ 国道(26号以外))					
着工前の現場写真 (縦横断方向)	2	2			4	4	1
舗装道路本復旧工事施行届 及び履行誓約書	1	1			1	1	1
道路使用許可申請書	3	3	3	3			1
計画平面・断面図	6	8 調整部会用2部	3	5 本復旧図面	4 20m以上の 場合は6	4 20m以上の 場合は6	1
保安施設設置図 (交通対策図)	3	3	3	3 本復旧図面			1
施工時間及び 道路有効幅員等一覧表	(3)	(3)	(3)	(3)			
道路占用者意見調書の写し (34条協議)	(4)	4 (必須)					1 (必須)
工程表							1
緊急連絡体制表							1
附近見取図 (位置図)	6	8 調整部会用2部	5	5	4 20m以上の 場合は6	4 20m以上の 場合は6	1
里道使用同意書					4 内3部コピー		
水路使用同意書						4 内3部コピー	
公園の写し					4	4	
境界確定図					4	4	
本復旧協議印【許可受理後】 (他部局復旧の時)	1	1					
迂回路地図(通行止め時)	3	3					1
期限切れとなった 道路使用許可申請書の写し			2	2			

- ・施工時間及び道路有効幅員等一覧表は2路線以上になる場合は必要となります。
- ・34条協議は府道・国道は必須です。市道等は申請者にて行い原本を所持してください。
- ・附近見取図は引込箇所及び申請地を赤色で明示してください。
- ・着工前の写真に既設管は黒色、新設管は赤色で明示してください。
- ・上記以外に書類が必要な場合があります、その際は局職員の指示に従ってください。
- ・市道・府道・国道(26号以外)は、掘削延長が20m以上となる場合、調整部会への諮問、着工承認が必要となります。調整部会用を1部、申請に先立ち提出してください。
- ・国道26号の占用申請書類は、上記一覧表以外のものが必要となる場合があります。申請内容について、大阪国道事務所 南大阪維持出張所にて確認されたものを提出してください。

～前項省略～

4. 納付義務者の変更

- (1) 給水装置工事 { 設計変更
取下げ } 申込書・・・書式 3
- (2) 給水装置工事申込書・・・様式第1号
(変更後の給水装置工事申込書の該当支払者欄に記入すること。)
- (3) 工事用水を必要とするときは、工事用給水申込書・・・書式 5

～次項省略～

～前項省略～

6. 給水枝管の存置へ変更

建築工事が中断又は停止した場合は、給水装置を分岐箇所から全面撤去しなければならない。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものについては、必要書類の提出をもって全面撤去を猶予し、第一止水栓までの給水管（給水枝管）の存置を認めるものとする。

- (1) 建築工事中断又は停止の原因が一年以内に解消する見込みのあるとき。
- (2) 一年以内に当該給水枝管を利用して新しい建築物等の給水装置を設置する具体的計画のあるとき。

必要書類

- ①給水装置工事 { 設計変更 / 取下げ } 申込書 書式 3
- ②給水装置工事申込書と設計図 様式第 1 号・書式 4

7. 栓数(メーターの設置数)及び配置の変更

- (1) 給水装置工事 { 設計変更 / 取下げ } 申込書 書式 3
- (2) 給水装置工事申込書と設計図 様式第 1 号・書式 4
- (3) メーター設置数が減少する場合は、口座振替依頼書 . . 書式 6

8. 公道敷に布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更

- (1) 給水装置工事 { 設計変更 / 取下げ } 申込書 書式 3
- (2) 給水装置工事申込書と設計図 様式第 1 号・書式 4
- (3) 変更内容別の必要書類
第 6 章 添付書類の作成 4. 道路掘削・占用申請 (※) を参照すること。
- ① 市道・府道・国道 (26 号以外) で変更後の掘削延長が 20m 未満の場合は、※印の(1)を参照
- ② 市道・府道・国道 (26 号以外) で変更後の掘削延長が 20m 以上の場合は、※印の(2)を参照
- ③ 国道 26 号で布設位置を変更する場合は、※印の(3)を参照
- (4) その他関係機関の許可及び手続きに必要な書類

9. 分岐位置又は路線(布設場所)の大幅な変更

必要書類は、上記 8. 公道敷に布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更に準じる。

10. 他の官庁の許可又は他の許可を必要とする変更

以下に示す内容の変更に必要な書類は、それぞれ上記 8. の公道敷に布設する給水管の布設延長又は布設位置の変更に準じる。

- (1) 布設道路の変更に伴い、道路管理者が変更となる時。
- (2) 開発計画又は計画等の変更に伴い、担当部局の許可を必要とする時。
- (3) その他、河川又は水路管理者若しくは水利組合等の許可を必要とする時。

11. その他の変更

その他、水道事業管理者が変更する必要があると認めるとき。

～次項省略～

～前項省略～

5. 給水枝管の存置へ変更

建築工事が中断又は停止した場合は、給水装置を分岐箇所から全面撤去しなければならない。ただし、次に掲げる条件のいずれかに該当するものについては、必要書類の提出をもって全面撤去を猶予し、第一止水栓までの給水管（給水枝管）の存置を認めるものとする。

- (1) 建築工事中断又は停止の原因が一年以内に解消する見込みのあるとき。
- (2) 一年以内に当該給水枝管を利用して新しい建築物等の給水装置を設置する具体的計画のあるとき。

必要書類

- ①給水装置工事 { 設計変更 / 取下げ } 申込書 書式 3
- ②給水装置工事申込書と設計図 様式第 1 号・書式 4

6. メーターの設置数の変更

- (1) 給水装置工事 { 設計変更 / 取下げ } 申込書 書式 3
- (2) 給水装置工事申込書と設計図 様式第 1 号・書式 4
- (3) メーター設置数が減少する場合は、口座振替依頼書 . . 書式 6

7. その他の変更

その他、水道事業管理者が変更する必要があると認めるとき。

～次項省略～

<p>(191頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(3) 還付</p> <p>清算後の還付又は過誤納金を確認された時は、口座振替依頼書を受領後すみやかに処理するものとする。また、振込み手続と同時に精算通知書を送付する。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(190頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>(3) 還付</p> <p>精算後の還付又は過誤納金を確認された時は、口座振替依頼書を受領後すみやかに処理するものとする。また、振込み手続と同時に精算通知書を送付する。</p> <p>～次項省略～</p>
<p>(200頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>第9章 工事検査</p> <p>1. 検査申込</p> <p>指定工事業者は、申込工事について必ず工事検査を受けなければならないが、あらかじめ工事の適否を確認するため、自主検査をおこない不適合部分のないことの確認をしておかなければならない。</p> <p>工事が完成したとき、もしくは水道事業管理者の立会施工を必要とするとき、または既済部分の確認を求めるときは、その都度検査申込書（書式 19）または検査予約連絡票（堺市上下水道局ホームページ参照）により工事検査の申込をしなければならない。</p> <p>なお、検査予約連絡票は、水道事業管理者が工事検査の一部を委託している委託業者に検査申込を行うにあたり使用するものとする。</p> <p>検査申込書及び検査予約連絡票は、次に示す事項に留意し提出すること。</p> <p>(1) 検査申込書は、申込日・指定工事業者名、工事検査に立会う主任技術者名を記入すること。</p> <p>(2) 検査を受けようとする給水装置工事申込書の承認番号・工事場所・工事申込者・検査希望日等を記入すること。</p> <p>(3) 検査申込書は、検査希望日から局の5営業日前までに給排水設備課に提出すること。</p> <p>検査予約連絡票は、検査希望日から局の5営業日前までに委託業者に提出すること。（FAXでも可とする。）</p> <p>(4) 市納付金等の完納を確認すること。</p> <p>(5) 立会を要する道路掘削工事を伴う場合は、道路使用許可及び許可条件の写しを添付すること。</p> <p>(6) しゅん工図、内部参考図、その他水道事業管理者が必要と認める書類（施工写真・作業日報等）を原則、工事検査申込時に窓口に提出すること。提出する書類等については、第1編 第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査を参照すること。</p> <p>～次項省略～</p>	<p>(199頁)</p> <p>～前項省略～</p> <p>第9章 工事検査</p> <p>1. 検査申込</p> <p>指定工事業者は、申込工事について必ず工事検査を受けなければならないが、あらかじめ工事の適否を確認するため、自主検査をおこない不適合部分のないことの確認をしておかなければならない。</p> <p>工事が完成したとき、もしくは水道事業管理者の立会施工を必要とするとき、または既済部分の確認を求めるときは、その都度検査申込書（書式 19）または検査予約連絡票（堺市上下水道局ホームページ参照）により工事検査の申込をしなければならない。</p> <p>なお、検査予約連絡票は、水道事業管理者が工事検査の一部を委託している委託業者に検査申込を行うにあたり使用するものとする。</p> <p>検査申込書及び検査予約連絡票は、次に示す事項に留意し提出すること。</p> <p>(1) 検査申込書は、申込日・指定工事業者名、工事検査に立会う主任技術者名を記入すること。なお、申込時に建築確認申請が手続き中の場合は、装置検査申込時に建築確認済証を提出すること。</p> <p>(2) 検査を受けようとする給水装置工事申込書の承認番号・工事場所・工事申込者・検査希望日等を記入すること。</p> <p>(3) 検査申込書は、検査希望日から局の5営業日前までに給排水設備課に提出すること。なお、休日及び夜間の申込は前週の木曜日まで（木曜日が祝日の場合はその前の営業日まで）に、提出すること。</p> <p>検査予約連絡票は、検査希望日から局の5営業日前までに委託業者に提出すること。（FAXでも可とする。）</p> <p>ただし、検査員の配置人数により断る場合がある。</p> <p>(4) 市納付金等の完納を確認すること。</p> <p>(5) 立会を要する道路掘削工事を伴う場合は、道路使用許可及び許可条件の写しを添付すること。</p> <p>(6) しゅん工図、内部参考図、その他水道事業管理者が必要と認める書類（施工写真・作業日報等）を原則、工事検査申込時に窓口に提出すること。提出する書類等については、第1編 第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査を参照すること。</p> <p>～次項省略～</p>

